

一般財団法人 GRI 財団における 研究データ等の保存に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、一般財団法人 GRI 財団（以下「財団」という。）における公正な研究活動の運営に資することを目的に、財団の研究者が適切に研究データ等の保存を行うにあたって必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 研究データ等

本条第2号及び第3号に定めるものを総称していう。

(2) 資料

研究成果として発表する論文等に用いられる文書、数値データ、画像データ等の書類をいう。

(3) 物的試料等

研究成果として発表する論文等に用いられる実験試料、標本、装置等の「もの」をいう。

(研究データ等の保存期間)

第3条 資料の保存期間は、原則として当該論文等の発表後10年間とする。

2 物的試料等の保存期間は、原則として当該論文等の発表後5年間とする。

3 前2項の規程にかかわらず、法令又は規程等において別に定めがある場合又は合理的な事情がある場合については、この限りでない。

(保存・管理及び開示義務)

第4条 財団の研究者は、合理的な事情がある場合を除き、この規程及び法令又は他の規程等の規程に基づき、研究データ等を適切に保存・管理しなければならない。

2 財団の研究者は、研究不正に係る調査等のために研究データ等の開示が求められた場合は、開示しないことが合理的であると認められる場合を除き、これに応じなければならない。

(退職等の場合の措置)

第5条 前2条の規程は、研究者が退職等により財団において研究活動を行わなくなった場合も同様とする。

(施行の細則)

第6条 この規程の施行について必要な事項は、代表理事が定める。

附 則

1 この規程は、平成29年3月6日から施行する。

2 この改正は、令和5年7月1日より実施する。